

ハラスメントの防止に関する規程

第1条（目的）

本規程は、就業規則第41条に基づき、職場におけるパワーハラスメント、セクシュアルハラスメント及び妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント、SOGIハラスメント、就職活動中やインターンシップの学生等に対するハラスメント（以下「就活ハラスメント」という。）カスタマーハラスメントを防止するために職員が遵守するべき事項を定める。

なお、この規定にいう職員とは、正職員だけではなく、契約職員等の非正規職員及び派遣労働者も含まれるものとする。

第2条（定義）

パワーハラスメントとは、優越的な関係を背景とした言動であって、業務上の必要かつ相当な範囲を超えたものにより、就業環境を害することをいう。なお、客観的みて、業務上必要かつ相当な範囲で行われる適正な業務指示や指導については、職場におけるパワーハラスメントには該当しない。

2 セクシュアルハラスメントとは、職場における性的な言動に対する他の職員の対応等により当該職員の労働条件に関して不利益を与えること又は性的な言動により他の職員の就業環境を害することをいう。また、相手の性的指向又は性自認の状況にかかわらないほか、異性に対する言動だけでなく、同性に対する言動も該当する。

3 前項の他の職員とは直接的に性的な言動の相手方となった被害者に限らず、性的な言動により就業環境を害されたすべての職員を含むものとする。

4 妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントとは、職場において、上司や同僚が、職員の妊娠・出産及び育児等に関する制度又は措置の利用に関する言動により職員の就業環境を害すること並びに妊娠・出産等に関する言動により女性職員の就業環境を害することをいう。なお、業務分担や安全配慮等の観点から、客観的みて、業務上の必要性に基づく言動によるものについては、妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントには該当しない。

5 SOGIハラスメントとは、職場において他の職員等及び外部関係者の Sexual orientation and gender identity（性的指向及び性自認）に関連して、差別的な言動や嘲笑、いじめや暴力等の精神的・肉体的な嫌がらせをすることをいう。また、性的指向・性自認に関するハラスメントや、これらを本人の意向に反して暴露するアウティング行為も該当する。「性的指向」：恋愛感情又は性的感情の対象となる性別についての指向のことをいう。

「性自認」：自己の性別についての認識のことをいう。

6 就職ハラスメントとは、採用活動（選考、座談会、OB・OG訪問等）において行われる前各項に準ずる言動であって、就職活動中やインターンシップの学生等（学生以外の求職者を含む。以下「就職活動中の学生等」という。）の就職活動を害する行為をいう。

7 カスタマーハラスメントとは、顧客等からのクレーム・言動のうち、当該クレーム・言動の要求の内容の妥当性に照らして、当該要求を実現するための手段・態様が社会通念上不相当なものであって、当該手段・態様により職員等の就業環境が害されるものをいう。

8 第1項、第2項、第4項及び第5項の職場とは、勤務する事業所のみならず、職員が業務を遂行するすべての場所をいい、また、就業時間内に限らず、実質的に職場の延長とみなされる就業時間外の時間を含むものとする。

第3条（禁止行為）

すべての職員は、他の職員を業務遂行上の対等なパートナーとして認め、職場における健全な秩序並びに協力関係を保持する義務を負うとともに、その言動に注意を払い、職場内において次の第2項から第5項に掲げる行為をしてはならない。また、自法人の職員以外の者に対しても、これに類する行為を行ってはならない。

2 パワーハラスメント(第2条第1項の要件を満たした以下のような行為)

- (1) 殴打、足蹴りするなどの身体的攻撃
- (2) 人格を否定するような言動をするなどの精神的な攻撃
- (3) 自身の意に沿わない職員に対して、仕事を外し、長期間にわたり、別室に隔離するなどの人間関係からの切り離し
- (4) 長期間にわたり、肉体的苦痛を伴う過酷な環境下で、勤務に直接関係ない作業を命じるなどの過大な要求
- (5) 管理職である部下を退職させるため誰でも遂行可能な業務を行わせるなどの過小な要求
- (6) 他の職員の性的指向・性自認や病歴などの機微な個人情報について本人の了解を得ず に他の職員に暴露するなどの個の侵害

3 セクシュアルハラスメント(第2条第2項の要件を満たした以下のような行為)

- (1) 性的及び身体上の事柄に関する不必要的質問・発言
- (2) わいせつ図画の閲覧、配付、掲示
- (3) うわさの流布
- (4) 不必要な身体への接触
- (5) 性的な言動により、他の職員の就業意欲を低下せしめ、能力の発揮を阻害する行為
- (6) 交際・性的関係の強要
- (7) 性的な言動への抗議又は拒否等を行った職員に対して、解雇、不当な人事考課、配置 転換等の不利益を与える行為
- (8) その他、相手方及び他の職員に不快感を与える性的な言動

4 妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント(第2条第4項の要件を満たした以下のような行為)

- (1) 部下の妊娠・出産、育児・介護に関する制度や措置の利用等に関し、解雇その他不利益 な取扱いを示唆する言動
- (2) 部下又は同僚の妊娠・出産、育児・介護に関する制度や措置の利用を阻害する言動
- (3) 部下又は同僚が妊娠・出産、育児・介護に関する制度や措置を利用したことによる嫌が らせ等
- (4) 部下が妊娠・出産等したことにより、解雇その他の不利益な取扱いを示唆する言動
- (5) 部下又は同僚が妊娠・出産等したことに対する嫌がらせ等

5 SOGIハラスメント(第2条第5項の要件を満たした以下のような行為)

- (1) 相手の性的指向・性自認に関する侮辱的な言動を行うこと。
- (2) 他の職員等及び外部関係者の性的指向・性自認等について、本人の了解を 得ずに他 者に暴露すること（アウティング）。
- (3) 同性・異性を問わず、性的指向や性自認に関して性的な言動をすること。

6 就活ハラスメント(第2条第6項の要件を満たした以下のような行為)

- (1) 採用活動（選考、座談会、OB・OG 訪問等）において行われる第3条に準ずる言動を行うこと。

- (2) 就職活動中の学生等に対し「内定を出すから選考中の他の企業は断って欲しい。」等と要求すること。
- (3) 就職活動中の学生等に選ばれる企業という立場を使い、就職活動中の学生等に義務のないことを要求する行為を行うこと。

7 部下である職員が職場におけるハラスメントを受けている事実を認めながら、これを默認する上司の行為

第4条（懲戒）

次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める懲戒処分を行う。

- (1) 第3条第2項（(1) を除く。）、第3条第3項（1）から（5）及（8）及び第4項の行為を行った場合 就業規則第42条第1項（1）から（5）までに定める戒告、減給、昇給停止、停職、降職（格）
- (2) 前号の行為が再度に及んだ場合、その情状が悪質と認められる場合、第2項（1）又は第3条第3項（6）、（7）の行為を行った場合 就業規則第42条（6）のイに定める解雇

第5項条（相談及び苦情への対応）

職場におけるハラスメントに関する相談及び苦情処理の相談窓口は総合相談センター「ゆう」とし、その責任者は、人事担当部長（以下、「担当部長」という。）とする。担当部長は、担当者に対する対応マニュアルの作成及び対応に必要な研修を行うものとする。

2 職場におけるハラスメントの被害者に限らず、すべての職員は、パワーハラスメントやセクシャルハラスメント、妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント、SOGIハラスメント、就活ハラスメント、カスタマー哈ラスメントに関する就業環境を害する言動に関する相談及び苦情を相談窓口の担当者に申し出ることができる。

3 対応マニュアルに沿い、担当部長は相談者のプライバシーに配慮した上で、被害者、行為者から事実関係を聴取する。また、必要に応じて当事者の上司、その他の職員から事情を聴くことができる。

4 前項の聴取を求められた職員は、正当な理由なくこれを拒むことはできない。

5 対応マニュアルに沿い、問題解決のための措置として、第4条による懲戒の他、行為者の異動等被害者の労働条件及び就業環境を改善するために必要な措置を講じる。

6 相談及び苦情への対応に当たっては、関係者のプライバシーは保護されるとともに、相談したこと又は事実関係の確認に協力したこと等を理由として不利益な取扱いは行われない。

（再発防止の義務）

第6条 担当部長は、職場におけるハラスメント事案が生じた時は、周知の再徹底及び研修の実施、事案発生の原因の分析と再発防止等、法人全体の業務体制の整備等、適切な再発防止策を講じなければならない。

（業務体制の整備）

第7条 所属長は妊娠・出産、育児や介護を行う職員が安心して制度を利用し、仕事との両立ができるようにするため業務配分の見直し等を行う。担当部長は業務体制の整備について、所属長の相談に対応する。

2 職員は法人が整備する妊娠・出産、育児や介護に関する制度を就業規則等により確認する。制度や措置を利用する場合には、早めに上司に相談し、制度の円滑な利用のために業務に関わる職員との円滑なコミュニケーションを図るよう努める。

(その他)

第8条 性別役割分担意識に基づく言動は、セクシュアルハラスメントの発生の原因や要因になり得ること、また、妊娠・出産・育児休業等に関する否定的な言動は、妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントの発生の原因や背景となり得ることから、このような言動を行わないよう注意すること。

附則 平成28年12月15日改正、平成29年1月1日施行した「妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント及びセクシュアルハラスメントの防止に関する規程」を廃止し、本規程を本規程は令和2年12月8日より施行する。

令和7年12月11日改正施行